

令和４年１１月７日

日時：令和４年１１月７日（火）１３：００～１５：００

場所：大阪合同庁舎第１号館 第１別館（大会議室/web 併用会議）

「一般国道１６３号清滝生駒・一般国道１６３号精華拡幅」

【委員長】 ありがとうございます。

御説明いただきました案件には２つの事業が入っていますが、まとめて御意見等いただければと思います。いかがでしょうか。委員の皆様、何かございますでしょうか。

最初に私のほうから取っかかりということで。これは質問ではなく、今後も含めてということですが、地方自治体からの御意見にバスのことが書かれていまして、コミュニティーバスや路線バス、これらの定時性の確保と輸送力の増大につながるのでは是非と書いてあります。実はこのことは、本日の資料でいうと混雑の解消とか定時性の確保というところに含まれています。

バスのことについて、あえて１枚のスライドにすることは不要ですが、非常に分かりやすい効果というか、市民・府民・地元の皆様にも伝わりやすい効果だと思います。今後、そういう書き方、すなわち、路線バスやコミュニティーバスの時間が早くて正確になることに寄与しますという書き方も良いと思います。伝わる書き方は大事だと思いますので。学問的には、定時性の確保という書き方は素晴らしいのですが、おそらく、一般の方が見られると「だから何なのか？」と思われるかもしれません。今回は別にこのままでいいと思うのですが、今後同じように定時性確保のような効果が得られるのであれば、そのような書き方もあるのではと思った次第です。これは質問ではなく、コメントです。

では、いかがでしょうか。何かこの件について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

【委員長】 先生、お願いします。

【委員】 提示いただいている資料については異論ございません。

１点質問ですが、資料の６ページを見ていただけますか。６ページの左の図面ですが、この一番東の端の川ノ尻までが対象区間になっていると思うのですが、その東側の１６３号がクランクして三重県のほうに至っていると思います。この辺の道路の線形が、今回の

事業の対象となっている箇所を与える影響について、何か検討されているか教えていただけますか。

真っすぐ抜けているならいいのですが、163号が南のほうに曲がっているあたりで渋滞が発生しかねない、一律に整備する必要があるようにも見えますが、そのあたりを教えてくださいいただけますか。

**【事務局】** 精華拡幅事業は、新たに造っている道路ではなく、今現状2車線の道路を4車線に拡幅するという工事で、163号の東側の区間ですが、今の状況でも南側に曲がっているという状態になります。渋滞の状況を説明したページでもありましたが、やはり東の端で少し渋滞をしておりますので、4車線にして交通量を確保することでその課題というのは解消されると現状、見込んでおります。

それから、南側に曲がった後、もう1回東側に行って、その後、縦軸に国道24号が走っているのですが、それを抜けた東側の箇所について、このところ、今画面上で示しておりますが、この区間を2年ほど前に新たに開通させておりますので、ネットワークとしてはこの区間を通して、ここの現道の163号に戻ってきます。さらに行きますと、今、国道24号のバイパスとして城陽井手木津川バイパスというのを整備してしまして、それにつながっていく路線ですので、ネットワークとしては、南側に曲がった後、東に行って、北側に延びていくというようなネットワークになっています。

今、委員御指摘のように端部の処理をどうするかは、今後、事業を進めていく中で、その箇所も含めて工夫していきたいというふうに思います。

**【委員】** 分かりました。既存の現場でも上がっていくところは既に4車化になっているので、それまで同じような形でつなげれば緩和が図れるということで、分かりました。ありがとうございます。

**【委員長】** ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。

**【委員長】** お願いします。

**【委員】** 今回、B/C算定上の事業期間として5年間延長されて、今から7年ぐらいで大体の完了を見込んでいるように思ったのですが、用地進捗率が、清滝生駒・精華拡幅ともそれぞれ8割程度となっています。事業区間の中央あたりでこれから用地取得するところが結構残っているように見えます。用地取得で今後特に問題になりそうなところはないのでしょうか。

【事務局】 御質問ありがとうございます。

用地につきましては、日々、交渉に当たっているところでございまして、実は先日も大型の案件が契約になり、日々進捗していっているところでございます。用地が難航する箇所というのは当然出てくると思ってございますので、そちらについてもなるべく円滑に用地交渉が進むように日々努力してまいりますということを申し上げるしかできないのですが、向こう何年かの間には処理していきたいというふうに考えているところでございます。

【委員】 現時点では、事業を進める上で難しくなるところはあまりないのでしょうか。

【事務局】 そうですね。やや主観的になってしまうかもしれませんが、何が何でもこの用地を売らないとか、そういう話ではございませんので、丁寧に説明を尽くしていくということで御理解いただければと思います。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。事業の進捗は用地取得の進捗に大きく依存します。今のところは大丈夫な見込みであるということですので、よろしく申し上げます。

それから、先ほどの委員のお話についてですけど、国道ではありませんが、確か直進する道路もあったと思います。

【事務局】 そうですね。直進する道路もあるのですが、今整備している道路と接続するのに十分な幅員ですとか、道路ではないので、幹線道路の機能としては、やはりこの163号のクランクした形状のところを通るのが望ましいと思っています。

【委員長】 その直進の道路は、国道ではないので、整備するのであれば府等と協議する形になるということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、おおむね時間のほうも参りましたので、まとめに入りたいと思います。

一般国道163号清滝生駒並びに一般国道163号精華拡幅の審議結果につきましては、当委員会に提出された資料及び説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり、事業継続することが妥当と判断されるといたしますが、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】 ありがとうございます。

「加古川総合水系環境整備事業」

【委員長】 ありがとうございました。

それでは、今御説明いただきました本件につきまして、御意見、御質問等、よろしくお願

いしたいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

先生お願いします。

【委員】 御説明ありがとうございました。

礫河原の再生という非常に難しい事業に取り組んでいただき、ありがとうございます。9ページを拝見して、ここの難しさというのは、攪乱を止めるのではなく、適度な攪乱させる計画になっているところです。毎年攪乱を受けるエリアと、5年に1回のエリアと、受けないエリアということで、エリア分けにして礫河原を維持していこうという計画で、順調にいくことを願っていますが、まだ始めて間がないので、本当に再生してくるのか、毎年1年の攪乱を受けるところと5年に1回のところとうまくいくのかというのが、難しいところかと思えます。また、例えば今はカワラナデシコとかフジバカマとか、想定したものを一部植えながらこれを維持していくという計画にされていますが、当然外来種も入ってきて、再生以上に外来種が繁茂して大変な局面もあると思えます。どれ位再生しているかなどの情報発信を市民の方にされているのか、順調に推移しているのか、自然相手でもとても難しいと思えますが、少し補足いただければありがたく思います。以上でございます。

【事務局】 御質問ありがとうございます。

礫河原の再生については今後整備着手していくもので、この環境整備事業の中で礫河原の再生はまだ行っていないところであります。

今後実施していく際には、もちろん学識の先生の御意見もお伺いしながら、実施に向けて、年に1回とか5年に1回というような、どれぐらいの高さに設定するかというのは、毎年の出水のデータも取りつつ、どの高さに設定すればいいのかというのはよく検討していきたいと思っています。

また、この環境整備の中で礫河原を再生すること以外に、通常の維持の工事や、改修の工事の中で流下能力を向上させるための掘削を実施しているところもありますので、そちらの変化の状況もよく見ながら、礫河原の再生の際の知見を増やしていきたいと思っています。

【委員】 7ページに整備後のデータを令和2年までは挙げていただけていますが、わんど・たまりの事業は始まっているが、礫河原はまだということでしょうか。

【事務局】 おっしゃるとおりでありまして、7ページに示してありますのは、わんど・たまりを再生した13か所のモニタリングの結果、指標種としているものの種類や個体数

が増えているという結果でございまして、礪河原の再生自体はまだ着手しておりません。これから着手していくという状況であります。

【委員】 承知しました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

もう1点だけ。アンケート結果で1世帯当たり288円ぐらいは払っていいという、この評価額についてはどのように見ておられるかについて教えていただければと思います。

【事務局】 他河川のかまちづくり等と比較したわけではないので、なかなか相対的に高いです、低いですというのは言いにくいところがありますが、この加古川市のかまちづくりでは、昨年度、小野市のかまちづくりのアンケートによる支払意思額の確認を行い、今年度、加古川の確認を行ったところ、およそどちらも260円、280円と割と近い数字が出てきていることもありまして、この地域の水辺のにぎわい事業に関する支払いの意思は、比較的流域の中では同じぐらいの値になっている、安定しているという感覚は得ています。

【委員】 ありがとうございます。プラスの評価ではありますが、自然再生に係る事業の350円程度と比較して、水辺整備については若干低めになっている理由について、何か考えておられるところはありますか。

【事務局】 にぎわいづくりと自然再生を比べるのもなかなか難しいところがありますが、自然再生でいいますと、前回アンケートで調べたときは平成25年に調べたのですが、そのときは大体270～280円ぐらいでしたが、今回355円という形で増えています。

いろんな要因があろうかと思いますが、例えば自然再生でいいますと、先ほどの上下流の連続性の再生を4か所していますし、わんど・たまりの整備も13か所していて、先ほど示しました指標種の数も個体数とかも増加しているという成果も出ているという点もあろうかと思いますが、また、近年、温暖化で非常に災害が多くなってきているであるとか、カーボンニュートラルの話であるとか、プラスチックの話であるとか、非常に環境面での関心の高まりもあるかと考えておりまして、そのような影響もあって少し自然再生のほうで、過去の実績もありますので、支払意思額が少し高くなっているのはそういう要因ではないかと推測しています。

【委員】 ありがとうございます。事業が進捗するにつれて多様な生物が身近に感じられるようになるので、支払い意思額につながるのだと思います。引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ちなみに昨年度も違う河川で同じようなことをされていたときも、大体280円から370円ぐらいだったと記憶しています。そういう意味では、おそらくあまりほかの河川と変わらない値になっているかと思います。逆に、70円ぐらいの幅があるとも言えて、それに世帯数を掛けると大きな額の差になるので、少し気になるところもありますが、それは他の河川でも同様ですので、こういう傾向であると思っている次第です。ありがとうございます。

【委員】 ありがとうございます。順調な証拠かなと思って見ております。ありがとうございます。

【委員長】 それでは、委員、挙手されていると思いますので、よろしくお願いします。

【委員】 1つ伺いたします。この事業完了後の評価期間が50年ということになっているのですが、人工構造物の場合ですと50年というのはそれほどおかしくないように思いますが、自然再生等の事業について、評価期間が50年ということは、その状態で50年間効果が持続するという計算になるのでしょうか。自然環境は時間経過の影響を大きく受け、状態が変化すると思います。そうした評価の仕方が妥当なのかどうかというのは何か御議論はあったのでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。

50年の定めについては、現状は河川環境の事業評価のマニュアルに基づいて50年としているところではありますが、先生がおっしゃっているような、自然の営力を受けて少し状態が変わっていくということも当然想定されるだろうという御指摘だと思いますので、そういう御指摘の中で50年ということが妥当かどうかというのは、また本省のほうでルールとしては定めていくところもありますので、そういうところにも御意見を伝えて、少し全体として検討していければというふうに思っております。

【委員長】 よろしいでしょうか。これはおそらく、ここだけというより全体で検討していくことかと思しますので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、よろしいでしょうか。時間のほうも参りましたので、まとめのほうに入らせていただきます。

加古川総合水系環境事業の審議結果についてですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり、事業継続することが妥当と判断されるといたしますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【委員長】 ありがとうございます。

「野洲川直轄河川改修事業」

【委員長】 それでは、本件につきまして審議を始めたいと思います。御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

【委員】 全く異論はありませんが、言葉の使い方についてお教え下さい。2ページのところというか、全体として、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等による再評価の実施の必要が生じた事業となっています。この言葉、1つ前の件でもあったのですが、それが何かということ考えたときに、例えば12ページのところに堤防強化の実施の必要性といったことというのが挙げられていて、これは分かりますが、その1つ前のところは、よく分からない。

人口の増加については以前から予想されていたところであるが、これを急激な変化という言葉で表現をするのか。もちろん急激な変化と、それからこの防災の必要性といったことを併せてということなら分かるのですが、この言葉の使い方について御教示願えたらと、こう思った次第です。

以上です。

(発言する者あり)

【委員】 この後、11ページのあたりのことが、これが社会経済上等の急激な変化に当たるのかどうかというところ、もしも御教示いただければという内容です。

以上です。

【事務局】 人口増に関しては、急激なというよりも社会情勢の変動といったような表現で使用させていただいているところです。急激なところというのは、やはり先ほど委員からもお話がございましたように、新たな堤防強化というところになってくるということです。

【委員】 そうですね、人口の話はおっしゃるとおりで変化といえば変化ですが、ただ、ある程度予想されたことだというようなこと、従来言われるところであって、それも踏まえた上での堤防強化の必要性というような理解でしょうか。

【事務局】 そうです。ありがとうございます。

【委員】 結構です。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

多分、先生のご発言の趣旨は、「はじめに」に書いてある、社会経済情勢の急激な変化とか技術の革新の部分の説明がどこに記載されているのかということかと思います。

【委員】 その言葉が急に出てくるので。

【委員長】 確かに少し分かりにくいですね。その下は何が書かれているかというと、総便益の減少と総費用の減少とB/Cの変化と書かれている。下に書いてあるといえば書いてなくもないのですが、総便益の減少に至る社会経済情勢の変化とは何かの記載があれば、分かりやすいのかなと思います。

【委員】 急激という言葉が若干インパクトがある言葉でもありまして、一応それを探しましたし、この1年以内で大きく変わったこととしては、災害をめぐる世の中の情勢が大きく変わったことは分かるのですが、もっとそこを強調してもらった方がいいのかなということも思って拝読していました。

以上です。

【事務局】 御意見ありがとうございます。

表現につきましては、いろいろ定型的なものになったところもございますが、今後、少し分かりやすくできるように工夫していきたいと思っておりますので、引き続きいろいろ御意見いただければと思います。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

また工夫いただくということで、一般的には円安とかリーマンショックとかありますが、今回はそういうことではないということでございます。

では、次、先生、挙がっていますかね。

【委員】 ありがとうございます。

先ほどの議論と同じようなことかもしれないですが、今回、総便益費が1,000億円ほど減少した。そこについては2ページに、評価期間の開始時期の変更により想定する破堤点及び浸水範囲が変化したということです。

この確認ですが、この変化したというのは、河川整備計画によって、工事が完了したことによって浸水範囲が減少したとか破堤点が解消したといった、前向きな話として受け止めてよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

【事務局】 御意見どうもありがとうございます。



委員がおっしゃられるとおり、評価期間を見直したことにより、既に終わっている事業ですとか改修箇所といったところは便益を生む総事業のほうから引き算したところで、おっしゃるとおり前向きに、対策が進んだという算定結果でございます。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

先ほどの日本語の話ですが、事業が終わったことによって解消したというところがあればもっと分かりやすい。1行だけ読むと、期間を変更したことにより破堤点と浸水範囲が変化したというのが、何か変化したのかというのが分かりにくいような気もしたので、一般的に行政用語ということかもしれませんが、工事終了に伴いそこが解消されたことを書いていただくと、1,000億円も総便益費が減ったのが、マイナスではなくてプラスの意味で減ったという理解ができると思いました。今後、御検討よろしく願いいたします。

【事務局】 御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、定型的にやっていたこともございます。そういったところで、先ほどと繰り返しになって申し訳ございませんけれども、分かりやすい説明資料になるように工夫、努力してまいりますので、引き続き御意見いただきたいと思っております。ありがとうございます。

【委員長】 よろしく申し上げます。結局のところ、なぜ再評価するのか、なぜ期間を変えて改めて費用便益を再計算しているのかなど、シンプルに伝わるとよいのかなということです。多分この事業だけではないだろうと思っておりますが、よろしく申し上げます。

もう1つだけ御質問いただきます。

【委員】 資料の17ページの左の図では氾濫による被害が生じますが、右の図では被害が生じないということになっています。左の図は現況河道を想定している一方、右の図は河川整備が終了して計画断面になった状態で目標流量が流れたときにどうなるかをお示しいただいていると思っておりますが、今回の事業ではどのように考えればよろしいでしょうか。今回の事業では堤防を強化しているとのことですが、左と右の図で河道の断面が異なっているように思います。

【事務局】 御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、左と右の図がございまして、画面では薄く黄色く見えにくいですが、最大浸水深図の黄色い0.5未満の区域といったものが、右の図を見ていただきますとなくなるということで、この堤防強化、この事業を進めることによってこれが解消できること

示してございます。

【委員】 断面形状が改良されたことによって被害が減るといふのと、堤防が強化されたことによって被害が減るといふのがあると思います。今回の事業評価において、堤防が強化されたことによる便益はどのように算出されているのでしょうか。

【事務局】 御質問ありがとうございます。

堤防強化による洪水被害の軽減便益というものは、要対策区間の断面について、工学的照査により危険水位を算定しているというところでございます。この危険水位、これを当該断面の破堤開始水位としまして氾濫計算を実施することで、堤防浸透による破堤氾濫の被害額を算定しているところでございます。

対策工事をすることによって危険水位自体がハイウォーターレベル以上まで上昇することとなるため、計画高水位以下の水位では破堤氾濫は生じずに、事業実施前の被害額が減額となっております。これは一応全断面で実施し、氾濫ブロックごとに被害想定、被害額、こういったものを計上しているところでございます。

【事務局】 すいません、分かりにくい説明でございますけども、これらにつきまして算定の方式がございまして、これに基づいてやっているところでございます。

【委員】 その算定の方式を教えてください。

【委員長】 多分、効果の中身というか、それが見えるように教えていただきたいということかと思っております。

【委員】 例えば河床を掘り下げて断面を大きくするなど断面形状が改良されることで、水位が下がり氾濫が生じなくなるということはわかりますが、それは今回の事業には含まれていないと思ったのですが。

【事務局】 今回の事業でございます。

【委員】 今回の事業で断面形状も変わっているのでしょうか。

【事務局】 断面は広げてはございません。

【委員】 断面は大きくしていないのですね。

【事務局】 はい、断面は広げてはございません。堤防を強化したというところでございます。

【委員】 そうすると、同じ形状の断面で堤防強化を行わなかった場合には被害が生じる一方で、堤防強化を行うことによって被害が発生しなくなるので、その差が便益となるのでしょうか。

【事務局】 補足の説明をさせていただきます。

今回の場合は堤防の質的強化ということで、浸透に対して安全が確保できているかできていないかというところに着目をしまして、個別の断面ごとにその水位を与えて浸透流解析を行って、その事業の対策前と対策後の差を出していると、そういうようなやり方をさせていただきます。

【委員】 つまり、堤防に質的改良を加えなかった場合にはある水位で破堤が生じるけれども、この事業が実施されることでそのような破堤が生じなくなるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい、そういうことです。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 補足説明ありがとうございました。

それでは、時間のほうも参りましたので、この審議のまとめに入りたいと思います。

野洲川直轄河川改修事業の審議結果につきましては、いろいろ御質問いただきましたけれども、おおむね全体として資料それから説明の範囲において適切であり、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断されたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、事業継続ということとさせていただきますして、次の審議案件に移りたいと思います。

「和歌山下津港海岸直轄海岸保全施設整備事業」

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただきました本案件について、御質問、それから御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

【委員】 御説明ありがとうございます。事業継続に関して、私はこれで、ぜひやっていただきたいと思います。

1点だけ教えていただきたいことがございます。3連動の地震というのはいつ起こってもおかしくないと認識されています。一方で、事業が完成するまでの期間の間に起こった

場合の備えのようなものが必要かと思えます。

そこで、例えば13ページの事業が実施後には効果が発現されるのですが、重要なところに関して、その対策というのが取れているかどうかということに関して教えていただければと思います。

以上です。

**【事務局】** 御質問ありがとうございます。

和歌山県下につきましては、3連動を含めた南海トラフでの地震が非常に危惧されているということで、和歌山県につきましては平成26年に「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」というのを設定しております。ハード整備に加えましてソフト対策も順次行っているところでございまして、地域では避難訓練をしたり、それぞれの施設の中で避難場所を設定したりということで、企業の中でもそういった訓練をしたりしておりますので、不幸にも整備ができるまでにそういった津波が押し寄せてくる場合においても、まずは命を守るということで、逃げるということを前提にしております。

以上です。

**【委員】** ありがとうございます。ソフトの面での避難というのは分かりますが、ハードの面でも、例えばここに挙がっているような消防本部とか医療センターとか、津波が寄せても被害がないように防げるような形でのハードの状況も、地域の自治体と連携して備えはされているのでしょうか。

以上です。

**【事務局】** 企業なり、こういった組織というか施設の中では、それぞれの建物の中で逃げる場所の確認をしたりしているというのは聞いております。ただ、その施設だけをハードで守るというのはなかなかできないことですし、非効率な部分もありますので、既存の施設の中で逃げるところを確認したりという対応をされているのではないかと考えております。

**【委員】** これは意見ですが、完成するまではしようがないというのではいけないと思うので、やはりその部分も最低限、重要な施設とかを守るようなハードの備えも協力してやっていくことが必要かと思うので、ぜひその点も考えていただければと思います。

以上です。

**【事務局】** 御指摘ありがとうございます。私どももできるだけ減災効果のあるところから効率的に整備を進めておりますし、地域の方々には随時どこまで整備ができていますか

というのを情報提供しながら進めておりますので、そういった中で、地域の中でも工夫した対策をしていくように私どもからも働きかけたいと思っております。

【委員長】       どうぞ。

【委員】       御説明ありがとうございます。

今の質問にも関連するのですが、12ページのところで、つまり令和5年で終わるはずの工事が令和10年までかかるということは、それなりのショックといいましょうか、大変という感じに思うわけですし、ただ、事情としては仕方がないということですが、令和5年までには、この12ページの青の部分だけは終わらなくて、他の部分は一応終わることになるのでしょうか。それによって一定の減災効果というのはあり、例えば8ページの対策のうち、12ページの青の部分だけが残るという理解で良いのか、そこをお教え願いたいと思います。

【事務局】       ありがとうございます。

12ページにお示ししている内容につきましては、最悪のクリティカルになる工程を御説明しているところです。残念ながら、ほかの部分につきましても若干遅れぎみのところがあります。それは先ほど御説明した工法の変更であったり背後の方々との調整の中で若干遅れているところがありますけれども、いずれにしても全てにつきまして令和10年度までに完成するという見込みを持っております。

【委員】       分かりました。ありがとうございます。

【委員長】       ありがとうございます。いずれも大変重要な質問かと思えます。完成までに地震が来るかもしれない、そういうときに、最終的には浸水していくのでしょうか、どこから整備すれば少しでも浸水を遅らせることができるのか。その優先順位づけ等に工夫があれば、対応できるのかもしれないと思ったりもします。

ただ、本日、いろいろな意見をいただきまして、先ほども自然再生事業を50年で評価していいのかとか、こういう対策は実際に完成するまではどうするのかとか、この委員会を超えて、我が国全体でどうしていくのか、大事な意見もいただいたと思いますので、また、それにつきましても、検討が必要かなと思う次第です。

いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、まとめのほうに入らせていただきたいと思います。

和歌山下津港海岸直轄海岸保全施設整備事業についての審議結果につきましても、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のと

おり事業継続することが妥当と判断させていただきますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【委員長】 ありがとうございます。

これで重点審議事項の4件が終了したということでございます。この後は一括審議の案件となります。その案件につきましては、事務局からの説明となります。よろしくお願いいたします。

一括審議案件

「一般国道28号洲本バイパス」「淀川特定構造物改築事業（阪神なんば線淀川橋梁）」

「木津川上流直轄河川改修事業（上野遊水地）」 「円山川直轄河川改修事業」

「柴山港柴山地区避難港整備事業」

【委員長】 一括審議という形で5件を御説明いただきました。また、事前の質問とその回答も資料にあります。改めて御意見、御質問等、何かございますでしょうか。よろしいですか。

委員が挙手されたようですので、お願いいたします。

【委員】 阪神なんば線淀川橋梁の事業は、大阪府知事から、「大阪府域への治水安全度を低下させないよう配慮するとともに、この事業を早期に完成させ」と書いてあるのですが、この事業が何か大阪府域の治水安全度を低下させるような要因というのがあるという御指摘でしょうか。知事の御意見が十分理解できませんでしたので、何か背景があるようでしたら教えてください。お願いいたします。

【事務局】 直接、府のほうに確認をしたわけではないので定かではないのですが、淀川の場合は上流側の京都府であるとかの改修を進めますと、従前、上流であふれていたものが大阪府の下流のほうに流れてくるということで、いわゆるその上下流バランスを取りながら進めているということがございます。そういうような上流側での改修を先行させて、大阪府のほうに相対的に安全度が低下することがないように、十分淀川全体の改修の進め方を配慮して欲しいと、そのような趣旨であると理解をさせていただきます。

【委員】 それでは、整備局としては、この橋梁の改築事業により、何かどこかほかにリスクが発生するという事ではないというご理解でしょうか。

【事務局】　　そうです。まさにこの橋梁架け替え自体は、その下流域の大阪府域の安全度を向上させるためにやっている事業でございますので、この事業が何かに悪影響を与えるというようなことはないと考えております。

【委員】　　分かりました。ありがとうございます。

【委員長】　　ありがとうございます。

おそらく、私も上下流の整備のバランスのことだろうと思っている次第です。

よろしいでしょうか。

それでは、この一括審議案件につきましてもまとめに入りたいと思います。一件一件確認しながらいきたいと思いますので、同じような文言が続きますけれども、よろしく願いたいします。

それでは、まず最初に、一般国道28号洲本バイパスの審議結果につきまして、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業継続とすることが妥当と判断されるといたします。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】　　それでは、続きまして、淀川特定構造物改築事業（阪神なんば線淀川橋梁）の審議結果につきましても、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断いたしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】　　ありがとうございます。

引き続きまして、木津川上流直轄河川改修事業（上野遊水地）の審議結果につきましても、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業を継続することが妥当と判断させていただきます。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】　　ありがとうございます。

4つ目ですけれども、円山川直轄河川改修事業の審議結果につきましても、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断されたいと思えます。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】　　ありがとうございます。

最後に、柴山港柴山地区避難港整備事業の審議結果につきましても、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断されるといたします。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、5件一括して事業継続妥当ということとさせていただきます。

本日の審議については以上で終わりますけれども、委員の皆様、ありがとうございました。一旦、事務局にマイクをお返しいたします。

【事務局】 ありがとうございます。本日、多数の案件にわたりまして御審議いただき、どうもありがとうございました。

ただいま、本日御審議いただいた内容の議事録を作成いたしておりますので、少し確認のお時間をいただければというふうに思います。また、併せまして、詳細な議事録につきましては後日取りまとめの上で公表する予定とさせていただきます。

【委員長】 事業評価監視委員会審議議事録（速報版）の確認を行いたいと思います。9名の委員の皆さんに御参加いただき、確保できているということでございます。案件は9件ございますので、一件一件ではなくて、まとめていきたいと思います。

速報版ですけれども、本日審議いただいた9件につきまして、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業を継続することが妥当と判断されるという内容の議事録（速報版）となつてございますけれども、それでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】 ありがとうございます。今、映し出されていると思います。今日は多いのでまとめて読ませていただきました。ありがとうございました。それでは、全て本日御審議させていただいた案件は事業継続ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事務局から皆様にお知らせすること、最後にありますでしょうか。

【事務局】 ございません。

【委員長】 それでは、長時間にわたりまして、委員の皆様、誠にありがとうございました。これにて、第3回の事業評価監視委員会を終了させていただきたいと思います。本日もどうもありがとうございました。お疲れさまでした。 — 了 —